

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 政局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………（循環型社会推進課）	59
○道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課）	59
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	59
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	60
○道路の供用の開始……………（維持管理防災課）	60
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（調達課）	60
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（議会事務局総務課）	60

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告（2件）……………	61
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	63

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	64
○特定調達契約に係る落札者等の公示（4件）……………	65

道公安委員会規則

○道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………	67
---------------------------	----

告 示

北海道告示第492号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和6年10月29日

北海道知事 鈴木直道

- 形質変更時要届出区域 小樽市朝里4丁目3番及び4番（次の図のとおり）
- 特定有害物質の種類 クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

（「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課に備え

置いて縦覧に供する。）

北海道告示第493号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和6年10月29日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	完了年月日
発 足	農業用排水施設	令和 5. 3. 3
同	区画整理	同 4. 5. 9
同	客土、暗渠排水	同 2.11.20
大 谷	農業用排水施設、区画整理	同 5.11.30
同	客土	同 3.11.29
同	暗渠排水	同 3.11.30
豊 国	農業用排水施設、区画整理	同 5.11.30
蘭 越 同		同

北海道告示第494号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和6年10月29日

北海道知事 鈴木直道

- 指定施業要件変更予定保安林 中川郡幕別町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
 - 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び幕別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第495号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

令和6年10月29日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件変更予定保安林 積丹郡積丹町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年10月29日

北海道知事 鈴木直道

- | | | |
|----------|---|-----------|
| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
| 道道 塘路厚岸線 | 川上郡標茶町字阿歴内国有林釧路根室森林計画区52林班の小班地先から同郡標茶町字阿歴内国有林釧路根室森林計画区53林班の小班地先まで | 令和6.10.29 |

北海道告示第497号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和6年10月29日

北海道知事 鈴木直道

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
乗用自動車 2台（交換契約により乗用自動車2台を契約の相手方に供し、乗用自動

車2台を契約の相手方から調達する。）

- 2 落札を決定した日
令和6年10月10日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 株式会社ホンダカーズ札幌中央
 - (2) 住所 札幌市白石区南郷通3丁目南7番13号
- 4 落札金額
5,541,834円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和6年9月13日付け北海道告示第444号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道出納局会計管理室調達課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道告示第498号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和6年10月29日

北海道知事 鈴木直道

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
北海道議会運営システムに係る機器及びサービス提供業務
- 2 随意契約の相手方を決定した日
令和6年10月1日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名 「北海道議会運営システムに係る機器及びサービス提供業務一式」受託コンソーシアム幹事企業 株式会社HBA
 - (2) 住所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8
- 4 随意契約に係る契約金額
116,841,780円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道議会事務局総務課 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西6丁目	(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 令和6年10月29日（火）から同年11月18日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階 北海道胆振総合振興局総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道胆振総合振興局告示第100号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和6年10月29日 北海道胆振総合振興局長 関 俊 一 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 乗用自動車の賃貸借その1 一式（1月当たりの単価） 1台 イ 乗用自動車の賃貸借その2 一式（1月当たりの単価） 2台 ア及びイについては、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 契 約 期 間 令和7年3月3日から令和12年2月28日まで なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査	ア 申 請 の 時 期 令和6年10月29日（火）から同年11月18日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階 北海道胆振総合振興局総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道胆振総合振興局総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階 北海道胆振総合振興局4階第3会議室（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階 北海道胆振総合振興局総務課） (2) 入 札 日 時 令和6年11月29日（金）午前10時（送付による場合は、同月28日（木）午後5時までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の特定調達契約に関する事項 (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期 ア 名 称 及 び 数 量 自動車の賃貸借 3台 イ 予 定 時 期 令和7年2月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。） (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 令和6年3月18日付け北海道胆振総合振興局告示第38号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道胆振総合振興局のホームページ（<https://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/a0003/b0001/>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(2)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道胆振総合振興局総務課
(2) 所 在 地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階
(3) 電 話 番 号 0143-24-9565

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Lease of Car 1 1set
b Lease of Car 2 1set

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., November 29, 2024

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., November 28, 2024)

C Contact : Administrative Division, Iburi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9565

北海道渡島総合振興局告示第123号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和6年10月29日

北海道渡島総合振興局長 佐藤 秀行

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 3台分
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
(3) 契 約 期 間 令和7年3月3日から令和13年2月28日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の賃貸借の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和6年10月29日（火）から同年11月15日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原 4 丁目 6 番16号 なお、電子メール (oshima.somu20@pref.hokkaido.lg.jp) に より申請書等を提出する場合の添付ファイルの形式は、PDF、 Word又はExcelとすること。 4 契約条項を示す場所 北海道渡島総合振興局総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 函館市美原 4 丁目 6 番16号 渡島合同庁舎 1 階101号会議室 (送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道渡島総合振興局総務課) (2) 入 札 日 時 令和 6 年11月26日 (火) 午後 2 時 (送付による場合は、同月 25日 (月) 午後 5 時まで)に必着) (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の 1 の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達のうちの最初の契約に係る入札の告示 令和 6 年 6 月25日付け北海道渡島総合振興局告示第82号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4 に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る 返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合 う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、 契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道渡島総合振興局のホームページ (https:// www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/juhin_nyusatu.html) においてダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の 2 の(2)ウ及び 3 の(2)による。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を 講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 そ の 他	平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほ か、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道渡島総合振興局総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 041-8558 函館市美原 4 丁目 6 番16号 (3) 電 話 番 号 0138-47-9416 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 3 sets B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., November 26, 2024 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., November 25, 2024) C Contact : Administrative Division, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan Phone : 0138-47-9416 北海道上川総合振興局告示第1013号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和 6 年10月29日 北海道上川総合振興局長 竹 澤 孝 夫 1 落札に係る物品等の名称及び数量 <table> <tr> <td>(1) 凍結防止剤 (塩化カルシウム水溶液) 事業課管内定置式 (1 キログラム当たりの単 価)</td> <td>452,000キログラム</td> </tr> <tr> <td>(2) 凍結防止剤 (塩化カルシウム水溶液) (1 キログラム当たりの単価)</td> <td>406,000キログラム</td> </tr> <tr> <td>(3) 凍結防止剤 (ナトリウム、マグネシウム混合塩化物 (粒状)) (1 キログラム当たり の単価)</td> <td>17,000キログラム</td> </tr> <tr> <td>(4) 焼砂 (焼碎石) 7 号碎石 (事業課管内中央地区) (1 トン当たりの単価)</td> <td>3,200トン</td> </tr> <tr> <td>(5) 焼砂 (焼碎石) 7 号碎石 (事業課管内北部地区) (1 トン当たりの単価)</td> <td>750トン</td> </tr> <tr> <td>(6) 焼砂 (焼碎石) 7 号碎石 (事業課管内東部地区) (1 トン当たりの単価)</td> <td>470トン</td> </tr> <tr> <td>(7) 焼砂 (焼碎石) 7 号碎石 (士別出張所管内) (1 トン当たりの単価)</td> <td>750トン</td> </tr> <tr> <td>(8) 焼砂 (焼碎石) 7 号碎石 (富良野出張所管内) (1 トン当たりの単価)</td> <td>1,000トン</td> </tr> <tr> <td>(9) 焼砂 (焼碎石) 7 号碎石 (美深出張所管内) (1 トン当たりの単価)</td> <td>110トン</td> </tr> </table> 2 落札を決定した日 令和 6 年10月18日 3 落札者の氏名及び住所	(1) 凍結防止剤 (塩化カルシウム水溶液) 事業課管内定置式 (1 キログラム当たりの単 価)	452,000キログラム	(2) 凍結防止剤 (塩化カルシウム水溶液) (1 キログラム当たりの単価)	406,000キログラム	(3) 凍結防止剤 (ナトリウム、マグネシウム混合塩化物 (粒状)) (1 キログラム当たり の単価)	17,000キログラム	(4) 焼砂 (焼碎石) 7 号碎石 (事業課管内中央地区) (1 トン当たりの単価)	3,200トン	(5) 焼砂 (焼碎石) 7 号碎石 (事業課管内北部地区) (1 トン当たりの単価)	750トン	(6) 焼砂 (焼碎石) 7 号碎石 (事業課管内東部地区) (1 トン当たりの単価)	470トン	(7) 焼砂 (焼碎石) 7 号碎石 (士別出張所管内) (1 トン当たりの単価)	750トン	(8) 焼砂 (焼碎石) 7 号碎石 (富良野出張所管内) (1 トン当たりの単価)	1,000トン	(9) 焼砂 (焼碎石) 7 号碎石 (美深出張所管内) (1 トン当たりの単価)	110トン
(1) 凍結防止剤 (塩化カルシウム水溶液) 事業課管内定置式 (1 キログラム当たりの単 価)	452,000キログラム																		
(2) 凍結防止剤 (塩化カルシウム水溶液) (1 キログラム当たりの単価)	406,000キログラム																		
(3) 凍結防止剤 (ナトリウム、マグネシウム混合塩化物 (粒状)) (1 キログラム当たり の単価)	17,000キログラム																		
(4) 焼砂 (焼碎石) 7 号碎石 (事業課管内中央地区) (1 トン当たりの単価)	3,200トン																		
(5) 焼砂 (焼碎石) 7 号碎石 (事業課管内北部地区) (1 トン当たりの単価)	750トン																		
(6) 焼砂 (焼碎石) 7 号碎石 (事業課管内東部地区) (1 トン当たりの単価)	470トン																		
(7) 焼砂 (焼碎石) 7 号碎石 (士別出張所管内) (1 トン当たりの単価)	750トン																		
(8) 焼砂 (焼碎石) 7 号碎石 (富良野出張所管内) (1 トン当たりの単価)	1,000トン																		
(9) 焼砂 (焼碎石) 7 号碎石 (美深出張所管内) (1 トン当たりの単価)	110トン																		

(1) 1の(1) ア氏名 株式会社ボー イ住所 東京都中央区日本橋小舟町11番7号 (2) 1の(2) ア氏名 北進開発株式会社 イ住所 旭川市工業団地3条2丁目34番地18 (3) 1の(3) ア氏名 ホッコウ資材株式会社 イ住所 旭川市永山2条7丁目1番57号 (4) 1の(4) ア氏名 マルオ建設工業株式会社 イ住所 旭川市永山4条8丁目1番20号 (5) 1の(5)及び(9) ア氏名 コンス・A・M・G株式会社 イ住所 旭川市東鷹栖東1条4丁目637番地の47 (6) 1の(6) ア氏名 美瑛川砂利砕石販売協業組合 イ住所 上川郡美瑛町字下字莫別第5 (7) 1の(7) ア氏名 三共建設株式会社 イ住所 士別市東2条北4丁目15番地 (8) 1の(8) ア氏名 株式会社山伏パコム イ住所 富良野市本町8番1号 4 落札金額 (1) 64.90円 (2) 55.00円 (3) 66.00円 (4) 11,220円 (5) 10,340円 (6) 10,120円 (7) 10,670円 (8) 14,080円 (9) 10,780円 5 契約の相手方を決定した手続	一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和6年9月3日付け北海道上川総合振興局告示第1012号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号 道 教 育 庁 教 育 局 告 示 北海道教育庁石狩教育局告示第153号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和6年10月29日 北海道教育庁石狩教育局長 田 中 賢 一 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 調達を予定する物品等の名称 パーソナルコンピュータ他（北海道札幌稲雲高等学校DX用） 一式 イ 調達予定数量 入札説明書による。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納入期限 令和7年3月21日（金） (4) 納入場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定によ
---	--

る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和6年10月29日（火）から同年11月12日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階出納局入札室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和6年11月26日（火）午後3時30分（送付による場合は、同月25日（月）午後4時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータ（校務用） 一式 487台分

イ 予定時期 令和6年11月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

令和6年5月17日付け北海道教育庁石狩教育局告示第103号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<https://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(2)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目

(3) 電話番号 011-204-5872

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer and others (Hokkaido Sapporo Toun High School for DX)

B Bid tendering date and time : 3 : 30 P.M., November 26, 2024

(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., November 25, 2024)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan

Phone : 011-204-5872

北海道教育庁宗谷教育局公示第43号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和6年10月29日

北海道教育庁宗谷教育局長 笠井 浩

1 落札に係る物品等の名称及び数量

北海道稚内高等学校タブレット端末等 一式 20台分

2 落札を決定した日

令和6年10月15日

3 落札者の指名及び住所

(1) 氏名 北海ビジネス株式会社

(2) 住 所 稚内市大黒4丁目6番31号 4 落札金額 1,754,940円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和6年9月17日付け北海道教育庁宗谷教育局公示第40号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁宗谷教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 稚内市末広4丁目2番27号 北海道教育庁宗谷教育局告示第44号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和6年10月29日 北海道教育庁宗谷教育局長 笠 井 浩 1 落札に係る物品等の名称及び数量 学習用システムパーソナルコンピュータ等の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 49 台分 2 落札を決定した日 令和6年9月30日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 NECキャピタルソリューション株式会社 (2) 住 所 東京都港区港南二丁目15番3号 4 落札金額 331,551円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和6年9月3日付け北海道教育庁宗谷教育局告示第38号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁宗谷教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 稚内市末広4丁目2番27号 北海道教育庁釧路教育局告示第46号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。	令和6年10月29日 北海道教育庁釧路教育局長 泉 野 将 司 1 落札に係る物品等の名称及び数量 釧路管内道立学校校務用パーソナルコンピュータ 一式 122台分 2 落札を決定した日 令和6年10月17日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社トーワ (2) 住 所 釧路市光陽町11番7号 4 落札金額 15,097,500円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和6年9月20日付け北海道教育庁釧路教育局告示第41号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁根室教育局告示第30号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和6年10月29日 北海道教育庁根室教育局長 遠 藤 直 俊 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 <table><tr><td>(1) A重油その1（根室地区）（1リットル当たりの単価）</td><td>56,000リットル</td></tr><tr><td>(2) A重油その2（別海地区）（1リットル当たりの単価）</td><td>39,000リットル</td></tr><tr><td>(3) A重油その3（中標津地区）（1リットル当たりの単価）</td><td>152,000リットル</td></tr><tr><td>(4) A重油その4（標津地区）（1リットル当たりの単価）</td><td>23,000リットル</td></tr><tr><td>(5) A重油その5（羅臼地区）（1リットル当たりの単価）</td><td>19,000リットル</td></tr></table> 2 落札を決定した日 令和6年9月19日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1) ア 氏 名 株式会社ヒシサン イ 住 所 根室市本町4丁目43番地	(1) A重油その1（根室地区）（1リットル当たりの単価）	56,000リットル	(2) A重油その2（別海地区）（1リットル当たりの単価）	39,000リットル	(3) A重油その3（中標津地区）（1リットル当たりの単価）	152,000リットル	(4) A重油その4（標津地区）（1リットル当たりの単価）	23,000リットル	(5) A重油その5（羅臼地区）（1リットル当たりの単価）	19,000リットル
(1) A重油その1（根室地区）（1リットル当たりの単価）	56,000リットル										
(2) A重油その2（別海地区）（1リットル当たりの単価）	39,000リットル										
(3) A重油その3（中標津地区）（1リットル当たりの単価）	152,000リットル										
(4) A重油その4（標津地区）（1リットル当たりの単価）	23,000リットル										
(5) A重油その5（羅臼地区）（1リットル当たりの単価）	19,000リットル										

(2) 1の(2) ア 氏 名 アルファ商事有限会社 イ 住 所 野付郡別海町別海99番地43 (3) 1の(3) ア 氏 名 熱原株式会社 イ 住 所 帯広市東5条南6丁目15番地 (4) 1の(4) ア 氏 名 北海道エネルギー株式会社 イ 住 所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地 (5) 1の(5) ア 氏 名 羅臼石油株式会社 イ 住 所 目梨郡羅臼町本町71番地14 4 落札金額 (1) 89円 (2) 89円 (3) 89円 (4) 89円40銭 (5) 118円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和6年8月9日付け北海道教育庁根室教育局告示第22号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁根室教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 根室市常盤町3丁目28番地	第12条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。 附 則 1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
道 公 安 委 員 会 規 則	
道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年10月29日 北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一 北海道公安委員会規則第6号 道路交通法施行細則の一部を改正する規則 道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。	